

第3期第2回横浜市子ども・子育て会議 会議録	
日 時	平成29年3月29日（水）午後6時30分から午後8時30分まで
開催場所	ワークピア横浜2階「くじゃく」
出席者	大野功委員、大日向雅美委員、木元茂委員、熊谷浩伸委員、後藤美砂子委員、小松眞委員、佐藤慎一郎委員、津富宏委員、難波裕子委員、橋本ミチ子委員、藤井千佳委員、丸山智美委員、村田由夫委員、八木澤恵奈委員、柳井健一委員、山田美智子委員、吉田眞理委員
欠席者	明石要一委員、太田恵蔵委員、神長美津子委員
開催形態	公開（傍聴者3人）
議 題	<p>1 各部会からの報告について</p> <p>（1）保育・教育部会</p> <p>（2）青少年部会</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）神奈川県警察と横浜市児童相談所との連携に関する協定締結について</p> <p>（2）児童養護施設 横浜中里学園の開所について</p> <p>（3）横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30～34年度）の策定について</p> <p>（4）平成29年度予算について</p> <p>（5）フォーラム「みんなで話そう！横浜での子育て」の開催報告について</p> <p>（6）横浜市子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業等に関する中間見直し及び実施スケジュールについて</p> <p>3 その他</p>
決定事項等	なし
<p>1 各部会からの報告について</p> <p>（1）保育・教育部会 （村田委員）資料3-1に基づき報告 ⇒質問・意見なし</p> <p>（2）青少年部会 （津富委員）資料3-2に基づき報告 ⇒質問・意見なし</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）神奈川県警察と横浜市児童相談所との連携に関する協定締結について （事務局）資料4に基づき説明。 （大日向委員長）ただいまの事務局からのご説明につきまして、委員の皆様からご質問などありましたら、お願いいたします。大野委員、お願いいたします。 （大野委員）説明ありがとうございました。この協定ですけれども、今日の児童虐待の現状においては必要不可欠なものとは私は認識しております。そこで、1点お伺いしたいのですが、締結が29年3月1日、まだ1か月過ぎていませんけれども、実際にこの協定に基づく情報の提供を受けた、あるいは情報提供したというような虐待事案が、この間、今日までに何かありますでしょうか。虐待が非常に増えているということに鑑みて、お聞きしたいのですが。</p>	

(事務局) 私どもには警察署から、例えば110番通報があつて警察署員の方がそのご家庭に臨場する、例えば近隣からお子さんの泣き声と親御さんの怒鳴り声があるなどということで、警察の方が臨場するといったところで、その世帯の状況について児童相談所は過去に関わったことがあるのか、状況はどうかということでご照会をいただいている状況があります。また、私どもでも、児童相談所として児童虐待の起こったご家庭にかかわる中で、親御さんについて、例えばなかなか児童相談所の協力に乗っていただけないというか、ちょっと拒否的な親御さんもいらっしゃる場合につきましては、警察署のほうに過去に警察署で何か取り扱いがあるのでしょかといったようなことを、こちらから問い合わせをさせていただくというようなことが、実際に協定を結んでから取り扱いをやらせていただいているというような状況がございます。

(大野委員) ありがとうございます。

(大日向委員長) ほかにいかがでしょうか。津富委員、お願いいたします。

(津富委員) 今のご説明にも関連しますが、照会をして返事をいただくとか、あるいは照会を受けて返事をするというようなことがあるのは理解したのですが、手持ちの情報が相手に必要だなと思って積極的に提供するようなこともこの協定の中では読めるのかなと思って伺っていたのですが、そういうこともありますかというのが1点目。もう1点目は、スピードが必要だろうと思うのですが、実際どのくらいのレベルの判断で、どのくらいの手続きで、お互いに共有できるのかなど。要するに、すごく上の決裁まで要るとかになると、きつとすごい時間がかかってしまうのではないかと思うのですけれども、現実にはどういう具体的な運用になっているのかということが2点目をお願いします。

(事務局) 最初のご質問で、児童相談所からある意味で積極的にと言いますか、情報提供させていただく件ですが、例えば、先ほど近隣からの通報というお話がありましたが、また一方で、親御さんからある意味SOSというようなところで、お子さんについてこのままだと死んでしまいたいというような心配のあるようなご相談をいただくこともあります。そうした場合に、我々として児童相談所で丁寧に対応していくということもありますが、緊急性がある場合は、そうした情報が入ったということで警察署にそういった親御さん、ご家庭があるということを情報提供させていただくというのが1つあります。

また、2つ目の具体的な運用のところでございますけれども、例えば夜間にそうした近隣からの心配な通報などが入りましたら、また警察から照会がございましたら、私ども、担当の夜間対応の専門員が必ず児童相談所の係長に連絡をとって、警察に児童相談所で持っている情報はこんなことだけれども、提供してよいかの確認をした上で、実際は即座に情報提供しなければいけませんので、まずは電話で警察へ情報を伝えます。ただ、情報提供したことを必ず記録に残して、これは私どもの児童相談所もそうです。それから、警察署も児童相談所からもらったという情報を必ず記録に残して、口頭だけではなく、やりとりをしたことを残しておく。そして、きちんとその情報を管理しておくという形で運用をとるように、私ども各児童相談所、それから警察には周知をさせていただいております。

(津富委員) ありがとうございます。

(大日向委員長) それに関して私も1つ補足で伺いたいののですが、協定の前提に、運用に関する詳細な取り決めやマニュアルのようなものをお互いにお持ちになっていらっしゃるというふうに理解してよろしいですね。

(事務局) はい、ご指摘のとおりでございます。

(大日向委員長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(木元委員) 例えば児相からお問い合わせがたまに来ることがあります。このお子さんについてどうですかということで。そうすると、例えばそのことに児相等に対して答えることはするのですが、例えば全然違うチャネルで、警察から問い合わせがあることも、今後も考えられるのですか。これは児相にしか言っていないのに何でという。恐らくこの提携を結んだということは、各幼稚園の園長先生方に周知されるまでにすごく時間がか

かと思うので、この見相に流した情報が警察から来たという話になったときに、情報管理としてどうなのかということが多分言われると思うので、周知をしっかりとっていただいたほうがいいのかなということを感じたのですが。

(事務局) 今回の協定につきましては、言ってみれば警察と児童相談所の間だけの情報のやりとりになります。また、私ども児童相談所も、あくまで児童相談所として持っている情報だけをお伝えする形にはなりません。ですので、関連のところで警察のほうから照会があるといった場合も、それは協定ではなくて、恐らく警察のほうの例えば捜査事項であるとか、そういった法律に基づいた形での問い合わせという形になるかと思えます。ですので、現場で瞬時に情報をやりとりするのは、今回の協定の中では児童相談所と警察の間という形の位置づけになっております。

(大日向委員長) ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 児童養護施設 横浜中里学園の開所について

(事務局) 資料5に基づき説明。

(大日向委員長) ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問等お願いいたします。大野委員、お願いいたします。

(大野委員) この4月から職員公舎・敷地を活用して運営するというので、この土地・建物、県が開所してそれを引き継いでいると思うのですが、これの所有の関係はどうなっていますでしょうか。

(事務局) 所有につきましては、県と横浜市で土地を等価交換という形でさせていただきました。

(大野委員) 等価交換ですか。

(岩田課長) はい。建物等については民間、民設民営ということでございます。

(大野委員) 建物は何ですか。

(岩田課長) 建物は、法人が建てたものでございます。民設でございます。

(大野委員) 建物は、当然建築基準法に基づく耐震化構造とか、そういうのは守られているのでしょうか。

(岩田課長) はい。建築法ですとかバリアフリー法等、すべてクリアしているものでございます。

(大野委員) ありがとうございます。

(大日向委員長) ほかにいかがですか。特にありませんか、よろしいですか。ありがとうございます。

(3) 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30～34年度）の策定について

(事務局) 資料6に基づき説明。

(大日向委員長) ただいまのご説明につきまして、皆様からご質問等ありましたらお願いいたします。どうぞ、お願いいたします。

(山田委員) 私は子育て支援拠点にありますが、ひとり親の支援が多くなり相談も増えているのを、現場で実感しております。今、子育てサポートシステムでひとり親を支えることもあります。子サポは夜7時までが基本の時間ですが、やはりお仕事で遅くなる場合は、援助が深夜に至ってしまうことも現場では認識しています。子サポは日付を超えなければ援助はできるのですがけれども、提供会員がご自宅で一緒に夜ご飯も食べて、見守るケースもあります。なので、本当にいろいろな部分を使って、支えていかないといけないところかなと思っていますので、今アンケートもとっているようですがけれども、もしよければ、子育てサポートシステムでの支援も見ただけでいいかなと思っています。

(事務局) ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

(大日向委員長) 私から1つご質問あるいは要望なのですが、この計画のタイトルは「横浜市ひとり親」とな

っていますね。ところが、本文になると「母子家庭等」とか、「母子世帯等」となっています。もちろん圧倒的に母子のほうが多いのが現状かと思いますが、昨今は死別・離別で父子も相当困窮度が強まっている。特に、地域からの孤立。子育て支援の必要性は、父子にも多いと思いますので、そのあたり本文等でも明確に書き出すということはなさらないのか、質問というか要望も兼ねたお尋ねです。

(事務局) 参考にさせていただきたいと思います。

(大日向委員長) ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

(後藤委員) 質問というか要望なのですが、ひとり親世帯、いわゆる女性の場合だと寡婦ですけれども、私、企業側から申し上げると、私どものパート・アルバイトで寡婦の方が何人かおられます。一生懸命働いています。その中で優秀な者を正社員に転換したいと思って声をかけると、今年になって聞いたのですが、こちらのほうにも書いてある「児童扶養手当」、お子さんは3人なので結構な金額をいただいていると。児童扶養手当が正社員になると給料が幾らで、どのくらい減ってしまうのだらうということ盛んに気にして、なかなか踏み切れないということを言っておりました。ただ、子どものことを考えると、将来的には正社員に転換をしたいので、そのあたりを役所に行って相談をするのだけれども、なかなか金額を教えてもらえなくて困っていますという相談を受けたことがありますので、次期の策定をなさるときに、そのあたり、最低賃金も年々上がっておりますので、手当の範囲をもう少し明確にご提示いただけたらいいなと思っております。お願いいたします。

(事務局) ご承知のとおり、児童扶養手当の支給につきましては所得の制限等もございますので、具体的なご相談になった方に応じて照らした場合に、どういう手当額になるといったご相談につきましては窓口でできるかと思いますが、その対応が不十分だったということがあられるようでしたら、こちらの計画の中でも窓口の対応も含めまして検討していきたいと思っております。

(大日向委員長) ほかはいかがでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

(丸山委員) 17ページの最後の子どもへのサポートというところですが「意欲はあるのに経済的困窮状態にあるため、養育環境に課題があり支援を必要とするひとり親家庭の子どもに対する学習支援を実施」とあるのですが、具体的にどのようなことをお考えなのか教えていただければよろしいですか。

(事務局) ひとり親家庭の子どもに対しまして、食事の提供も含めた夕方以降の生活支援ということで、モデル事業の実施を考えてございます。

(丸山委員) 学習支援ということは、生活支援も含めて家庭教師的なことをお考えということですか。

(事務局) 今のご質問いただきました17ページは、3判の資料ということでよろしいですか。

(丸山委員) はい。

(事務局) 申し訳ございません。これは現在進行しております計画の中身でございまして、今右下にあります子どもへのサポートの学習等の経済的困窮にあるというのは、所管は健康福祉局でございますけれども、「寄り添い型学習支援事業」という名称で行い、18区の展開を考えているものでございます。学校が終わった後に、ボランティア等またはスタッフ等が子どもたちに学習を教える、進学等に向けてということでやっている事業でございます。

(丸山委員) ありがとうございます。

(大日向委員長) ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(4) 平成29年度予算について

(事務局) 資料7に基づき説明。

(大日向委員長) 大変な分量のご説明をいただきましたが、内容的にも大変濃かったと思います。それでは、

皆様からご質問などありましたら、お願いしたいと思いますが、どうぞお願いいたします。

(小松委員) 1点、まず23ページの地域療育センター関係事業ということですが、実は小学校のクラスに発達障害を持っている子どもたちが今増えています。それを専門的な知識がないまま、その子たちに接することは非常に教育的な困難を伴いますし、その理解なしに学級は成り立たない状態になっています。そうすると、すごくありがたいのはこの2番の地域療育センターの学校支援事業というのがチームで学校に来ていただいて、コンサルテーションという形でずっとクラスを回ってくると、ピックアップして、その指導法についてアドバイスが行われるという、これは非常にありがたいシステムです。それで、そこまではいいのですが、問題は放課後です。20ページ、放課後の居場所づくりの中で、結局そういう子どもたちが今度は放課後のキッズ、あるいは放課後児童クラブに行ったときに同じ問題が生じてくるわけですね。せっかく学校のクラスの中でそういう知見のあったものが、そちらで生かされないということが出てくるかなと思っておりまして、ぜひこれから放課後の居場所づくりというのは、どんどん質的な問題が出てくると思いますので、その辺の発達障害を持っている子どもたちの支援についてのスタッフの専門知識を拡充するということにも目を向けていただきたいなと思っています。

(事務局) ご要望ということで受けとめつつ、本当に非常に広がっているという中では、地域療育センターのキャパの課題もございまして、検討課題とさせていただきたいと思います。

(大日向委員長) ほかにいかがですか。どうぞ、山田委員。

(山田委員) まず10ページの訪問型母乳相談のことについて質問です。保健センターで母乳の相談が寄せられた場合は、保健センターの助産師さんに聞いていただいているかと思うのですが、どのタイミングで訪問していただけるのか、また、希望する方すべてに訪問できるのでしょうか。

それと、質問というより要望でもあるのですが、5ページの母子の包括ですが、今、働く妊婦さん、お仕事をぎりぎりまで続けている妊婦さんが非常に多くて、拠点でもそのような妊婦さんへの支援をどうしたらいいのかと考えていますが、本当に妊娠期から出産の大事な時期をつなぐということは、そもそも妊娠中に提示できる支援策やメニューがあまりない中で、これから働いている妊婦さんや、あるいはお母さんも精神的な面で通院の履歴がある妊婦さんも増えている中で、今の施策とか制度の中で足りないものは、ぜひこのモデル3区の中で事例を検討していただくとか、情報を共有していただいて、足りない資源はぜひつくり出していただかないと、妊婦さんの支援は間に合わないかなというのを現場で感じています。要望になってしまうのですが、ぜひこのモデル3区の間組は、拠点や、すべての保健センター、子育て支援にかかわる者すべてに共有をさせていただく時間があったらいいなと思っています。以上、2点です。

(大日向委員長) それでは、最初のご質問についてお願いいたします。

(事務局) 訪問型の母乳相談でございますけれども、現在も区福祉保健センター子ども家庭支援課におきまして、助産師・保健師がおりますので、ご相談があった場合には対応しているところです。そのほかにも月に1回程度、母乳相談という固定の相談日等で、助産師が直接マッサージや指導にかかわるような時間をとっているところですが、授乳のトラブルは、できるだけひどくなる前に早期に対応するのが必要ということで、なかなか月1回の母乳相談を待っていると時期を逸してしまうというようなこともございました。ということで、今後ご相談があったときに、できるだけ早期に対応していただくということで想定をしております。新生児を抱えて外出できない方に、自己負担をある程度、通常よりも少し高めに設定することで、相談を希望される方はご案内をしていくということで、産後母子ケアの中では枠を広げて対応をしていく予定でございます。

それから、働く妊婦へのアプローチということで、それも非常に大切なことと考えております。子育て世代包括支援センターの機能の拡充の中で、母子保健コーディネーターが妊娠中からポピュレーションアプローチということで、ハイリスクではない方にも広く対応していくことを考えております。その中で、妊娠8か月ご

ろとか、そういったところで働いている方でも、産休に入られて出産に向けて気持ちが向くような時期にアプローチをするようなこともモデル区で計画しております。そういったモデル区の中での取組については、今後また情報をお知らせしたいと思います。新しい取組の中からの課題については当然のことながら検討していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

(大日向委員長) 八木澤委員、お待たせいたしました。

(八木澤委員) 放課後の居場所づくりの話、20ページですが、先ほど小松先生からお話がありました軽度発達障害の子たちがかなり増えているという話は前回もさせていただいたと思いますが、学校内、放課後のところなのですが、放課後のところではまっ子、キッズクラブに障害のある子たちが登録したいという話があるのですが、なかなか登録が、一般の子もとても多いので、その中で障害の子たちが急に入るのはやはり難しいよということで、ちょっと待ってねというときがあるらしいです。それで、そのときに放課後デイがあるから、そちらはどうかという形で提案されることもあるそうなのです。それはそのとおりでなとは思いますが、一方で、一般のお子さんと障害のあるお子さんが交わり、年齢も関係なく入ることが、とてもすばらしい交流になっているケースもたくさんあるのですね。でも、やはりそれを成り立たせるためには、指導員さんたちの努力がすごく必要だと思っています。24ページの放課後デイもどんどん増えてはいるのですが、なかなか質の安定がとれなくて、親御さんたちも選ぶのにとっても困難している状況もあります。横浜市版の放課後等デイサービスガイドラインというものを私も拝見させていただきまして、内容がとても濃くて、ぜひこれを推奨していきたいと私たちの中でも思っています。それに基づく運営となりますと、本当に大変ですけども、これを実現できたらすごくよりよいものになるかなと思っています。一方で、一般のお子さんがメインというか、すべてのお子さんがメインということなのですが、放課後キッズのほうの支援者さんたちにも、障害児の理解・啓発をぜひ進めていただいてほしいなと思います。また、地域で自立支援協議会というものがあると思います。そこで、小学校の先生や放課後デイの支援者さん、それからキッズクラブの支援者さんたちが集まって、意見交換をしているときもありますので、ぜひそういうところも活用していただいて、みんなで共有していただければなと思っています。

(大日向委員長) 貴重なご意見として伺っておきます。ほかはよろしいでしょうか。では、先に難波委員。

(難波委員) 市民ですので、こちらのお金を使って、いろいろと支援などを受けさせていただく立場から、たくさんの方の施策を用意していただいて、子育てする身としてとても助かるなと思っています。

2点、ご質問がありまして、8ページ目の4番の保育所等利用における負担軽減で、金額が書いていないのと、私は3人おりますけれども、保育園にいるときと幼稚園にいるときだと、第一子が小学校3年生に上がるまでは幼稚園は対象になるのですが、保育園だと小学校に入った途端に対象にならなくて、私も3、4年くらい前までの情報なので、今は変わっているかもしれないですけども、そこがやはりちょっと差があるなと個人的にというか、ママさんたちの間で少し感じているのと、幼稚園も小学校3年生とかという条件は結構近い年で産んでいたら対象になるのですが、離れて3人、4人産んでいくと対象にならなくてということで、何かちょっと差があるよねと。同じだけ子どもを産んでいるのに、何でこのような差が出てくるのだろう。逆に中学などに入っていくと、余計に教育費がかかる中で、お兄ちゃんが中学生なのに、一番下の子が幼稚園のときに支援が受けられなくてということがあったので、その辺の見直し等もしていただければと思うことと、もう1つ、9ページ目のこんにちは赤ちゃん訪問事業ですけども、正直、ここにこれだけの額がかかっているのに少し驚いております。私も第一子のときに1回だけしか訪問されておりませんし、それも15分ぐらいで資料を渡されて、大丈夫ですかと聞かれて終わる。これ何だろうねということで、主婦の皆さんの中で話題になっていることで、それにこれだけの額がかかるのが、市民としてははてなマークがつくということで、何のためのこれだけの額があるのだろう、しかも効果というのももちろんあるかと思いますが、多くのお母さ

ん方は何だろうと思っている事業かなというふうに思います。

(事務局) 初めに保育料のことについて、ご説明させていただきます。予算概要の資料8ページの4番ですね。保育所等利用における負担軽減ということですが、ご存じのとおり保育料に関しては応能負担ということで、保育園を利用される世帯の方の所得に応じた料金設定をさせていただいています。今回のこの負担軽減に関してですが、これは国の幼児教育無償化の流れの中で国のメニューにのっってやらせていただいているのですけれども、多子世帯減免ですとか、それからひとり親世帯の負担軽減を拡充しております。例えば、いろいろ細かいところは人によって異なりますので、例えばということでご理解いただければと思いますが、ひとり親世帯の負担軽減などですと、29年度からは年収約360万円未満のひとり親世帯の方の第一子の保育料を市民税非課税世帯並みに軽減するというような形になっています。

それから、幼稚園と保育園とでの第二子、第三子の考え方の違いですね。保育園の場合と違って、幼稚園は小学校3年生までということですが、これも国の考え方にのっってやらせている部分ではあるのですが、考え方からすると、保育園の場合は0歳からご利用いただいております。幼稚園の場合は3歳からということで、スタートの年齢が異なりますので、第二子として対象にする年齢も同じようにずれているのだというような形になりますが、これも国の考え方にのっってということですが、いろいろなご意見をいただいておりますので、ご意見としてきちんと受けとめさせていただきたいと思っております。

(事務局) 今の説明に補足をさせていただきます。幼稚園では、就園奨励補助金といまして毎月の保育料の負担軽減のための補助制度がございます。19ページの1番に私立幼稚園就園奨励補助事業というものがございます。先ほどの小学校3年生までのという話は、この事業にももちろん関係してくるわけですが、実は一部の世帯の収入区分の方に対しては、お二人以上のお子さんがある場合、多子世帯と私たちは呼んでおりますが、多子世帯で市民税の所得割額が7万7100円以下のご世帯、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方々に対しては、今まで小学校3年生までという年齢区分がありました。28年度から既にこれを撤廃しております。幼稚園の場合には、実は収入世帯は6区分に分かれておりますが、そのうちの4区分は既にこの年齢の上限を撤廃していることを補足させていただきます。

また、保育所も同じです。先ほど申し上げた国の関係でそうなっております。

(事務局) こんにちは赤ちゃん訪問事業についてご説明をさせていただきます。この事業、児童福祉法が根拠法令でございまして、乳児家庭全戸訪問事業ということで、国からこういった形で全戸訪問するよというということで、平成21年から始まっている事業でございます。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭ということで、これは乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的といたしまして、子育て支援に関する情報提供を行うこと、育児に関するさまざまな悩みを聞いて、支援が必要な家庭に適切なサービス提供につなげるといったご案内をいたします。訪問していただく方は、母子訪問については専門職が実際には行っておりますが、このこんにちは赤ちゃん訪問事業につきましては、地域で活躍されている民生・児童委員の方、地域の子育て支援者の皆様の協力を得ております。28年4月の値ですが、18区で915名の方にご協力いただきまして、それぞれ身近な地域でということでご訪問をお願いしております。訪問のほか、定期的に毎月1回定例会を開きまして、こういった事業のいろいろな情報の提供を行うと、そのほかにも研修会を定期的開催してございまして、さまざまな情報を提示させていただいているところです。

いろいろな厳しいご指摘もいただいたところですが、訪問で役立ったことということでは、子育てに関する情報提供をいただけてよかったと半数以上の方からいただけたり、子どもと一緒に参加できるイベントの紹介があつてよかったとか、人によっては1回ではなくもう少し来てほしいというようなご要望もいただくような評価もいただいているところです。

今回いただいたご指摘の点、ご意見というのは真摯に受けとめまして、この事業をよりよいものにしていき

たいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(大日向委員長) それでは、津富委員、お願いいたします。

(津富委員) まず、26ページの4番のところに、児童虐待の防止ということで発生予防、これは皆再掲だったりする事業ですけども、載っていて、対象は基本的にお母さんですよ。でも、児童虐待はお父さんもされたりすることもありますよね。要するに、未熟という言い方はよくないかもしれませんが、うまくお子さんの面倒を見ることができないご家庭の中で起きていく問題に対して、お母さんだけが対象だなと思ひまして。私の最近の問題意識と関連してですが、子どもの貧困対策とも関係するとは思ひのですが、子どもたちが育っていく中で思春期になって異性に対する関心や、あるいは特に子どもの貧困は経済的な貧困だけではなく、社会環境の貧困、簡単に言うと寂しいということですけども、そういう若者たちが早期にカップルになって、お子さんを産んで、例えばお父さんが、お子さんが産まれたことで奥さんが構ってくれないというような形で、お子さんに手を出したりというようなことが実際あるのではないかなと思ひます。そういう意味で、まだ結婚前のちょっとしんどそうな関係形成をしてしまいそうな若者に対しての、つき合うとはどういうこととか、産まれてきたらというようなことだとか、あるいは妊娠期にあってもそうで、最近私ちょっと勉強していますけれども、産後うつもお父さんとの関係により減るといふ研究もあつたりして、そういうややリスクの高い若者に対して女性だけではなくて男女の関係性みたいなもの、おつき合いの仕方とか、産まれてきてからどうしようとか、そういうものを支えていくような観点があるところの児童虐待も減つたりするのかなと。実際DVの事業が立っていますが、全部これは被害が起きてしまつてからみたい事業になつていて、予防の観点というときに、女性だけではなくて男女の関係みたいなことを含めて、柱というか、もの見え方がすると、実は子どもの貧困というか、より小さいところから一貫した思春期に至る支援の筋が見えるのではないかなと思ひまして、これについてどうこうではないですが、ちょっとそういう考え方をされると一つの整理ができるかなということで、今後ご検討いただければと思ひます。

(大日向委員長) ご検討いただきたいということでございます。事務局からお答えがありますか。

(事務局) 今、ご指摘いただいたことを私どもも認識しておひまして、やはり起こつてからよりも、起こる前にいかに早くいろいろな対策ができるかということで、若い人向けの啓発が非常に重要だと考えておひます。DVの対策、それから虐待の防止対策もする中では、その辺も1つポイントだと思ひておひまして、男女平等計画をつくつている部署ともあわせて、DVもしくは虐待防止のための若い人向けの講座というのも進めてきておひますし、学校と連携しまして、また民間の中でもNPOさんでそういった取り組みをやってるところもございまして、そういったできるところから啓発したり、大学生の方たちにも参加していただいて、自分たちで有効な啓発を考えていただいて。そのような取り組みをしている団体もございまして、そういったところと民間の方たちともやりながら、若い人向けの啓発を少しでも進めていきたいと考えているところでございまして。ご意見いただきまして、今後も進めるための参考にさせていただきたいと思ひておひます。

(大日向委員長) それでは、藤井委員、どうぞ。

(藤井委員) 先ほど、こんにちは赤ちゃん訪問事業、対効果を考えれば、これだけの予算を使われているということで、ちょっと耳の痛いお話をいただきました。私、赤ちゃん訪問員を一番最初からさせていただいております。私からお話をさせていただきますと、赤ちゃん訪問は地域の情報・子育て情報をお届けするということで、赤ちゃん訪問員の方の力量といますか、知識といますか、そういうものもいろいろございまして、お母さんたちが本当に必要な情報を得られなかった、こんな予算をかけてもつたいないと思われるかもしれません。ただ、赤ちゃん訪問をさせていただく側といたしますれば、対面でお会いすることはなかなかございまして、区役所や子育て支援拠点でいろいろ行われていることがなかなかお母さんたちに届かない状況がございまして、それがフェイス・トゥ・フェイスでお顔を合わせたところでお話ができ、そこで情報をお届け

する事業というのは、これはやはり私にとっては一番大切な部分かなと思っております。そこで、15分か20分かもしれませんが、ちょっと気にかかるお母さん方というのは、やはりいらっしゃいます。そのときには、きちんと区役所につなぐというような、情報をお届けするかわりにこちら情報も区役所にお届けする、また子育て支援拠点にお届けすることもできるということで、私は大切な事業だと考えております。

なかなかすぐに結果が出るものでもないかと思いますが、これからは私ども赤ちゃん訪問員とすれば、もうちょっと力量を上げてニーズにおこたえできるような赤ちゃん訪問を続けていきたいと考えております。

それと、もう1つ、この予算についてですが、初年度行いましたときには、赤ちゃん訪問に際しましては、当然アポをとるわけですね。電話代もない、定例会に行くにも交通費も出ない。実際、徒歩で行ける圏内であればよろしいのですが、若干広い地域を持つとちょっと車で行ってしまふ。交通費も何も出ない中で初年度は行いましたので、もうちょっと何とか考慮いただけないかということで、一軒お伺いしましたら550円いただいています。550円で私たちの労力は報われるのかなということ、それもちょっと疑問ではございますが、やはり必要な経費はお認めいただいて、今後も続けていければと考えておりますので、どうかご理解いただけますようお願いいたします。

(大日向委員長) こうした支援というのは、見えない水面下のいろいろなことがあるということもあって、貴重な支援だと思います。どうぞ。

(熊谷委員) 自分自身の経験としては、学童の保護者会からキッズクラブの運営に関わってきて、放課後のことしか分からなかったのが、このような細部にわたる事業がたくさんあるというのは、勉強不足なこともあって初めて分かったというところですよ。

横浜市子ども・子育て支援事業計画の中では、地域の子育て力を高めるという命題があります。そういった中でいろいろな事業が、ちょっと表現は悪いですが、落下傘的に同じ地域に展開され、それぞれが少しずつ役割を担って連携したり、中央からの応援ということだと、なかなか従事する人の待遇面であるとか、本業としてやっていけるような待遇が実現できるかといった心配があります。

横浜市にはすばらしい人材・人的資源があるので、継続性を求めるのであれば、今地域で役割を担っている方々や活躍している若者が総合支援員的な事業を担うような形で、従事する側の目線でこの事業をもう少し整理していただきたいという気持ちになりました。

(大日向委員長) 皆様から本当に貴重なご意見・ご質問をいただきました。ありがとうございます。本当に横浜市さんは質・量ともに大変な支援をしていらっしゃるということですが、なお今いただきましたご意見等を踏まえて、ご検討いただくということをお願いをしておきたいと思っております。

(5) フォーラム「みんなで話そう！横浜での子育て」の開催報告について

(事務局) 資料8に基づき説明。

(大日向委員長) 大変すてきな報告書で、当日の楽しさ、内容の深さが伝わってまいります。ありがとうございます。それでは、ここでお断りしておきたいのですが、8時が終了予定でしたが若干案件がございます。延びることをご了承いただけますでしょうか。

(6) 横浜市子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業等に関する中間見直し及び実施スケジュールについて

(事務局) 資料9に基づき説明。

(大日向委員長) ただいまのご説明につきまして、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

(熊谷委員) 部会の検討内容とスケジュールはどのように決められていますでしょうか。もう計画ができてい
るのであれば早めに教えていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

(事務局) 各部会の事務局で、部会の皆様にご確認させていただきまして、早めにスケジュールを立ててお諮
りしていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(大日向委員長) ほかはいかがでしょうか。特段、このほかには意見・ご質問はないということでよろしいで
すか。それでは、中間見直し及び実施スケジュールにつきましては、この内容で進めていただくようお願いし
たいと思います。ありがとうございました。

5 その他

(山田委員) 「西区子育て関連施設連絡会の共通取組」についての報告

(大日向委員長) 大変すばらしいご活動に関しての情報提供、ありがとうございました。何かご質問がありま
したら、山田さんにとということがございますね。それでは、本当にありがとうございました。ほかに、委員の
皆様から何かございますでしょうか。特にないようでしたら、これをもちまして、すべての報告次第が終わり
たということがございますので、事務局にお戻ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

閉 会

資料	資料1-1 横浜市子ども・子育て会議委員名簿 資料1-2 横浜市子ども・子育て会議事務局名簿 資料2-1 横浜市子ども・子育て会議条例（平成27年4月1日施行） 資料2-2 横浜市子ども・子育て会議運営要綱（平成28年11月1日施行） 資料3-1 子ども・子育て会議部会報告書（保育・教育部会） 資料3-2 子ども・子育て会議部会報告書（青少年部会） 資料4 神奈川県警察と横浜市児童相談所との連携に関する協定締結について 資料5 児童養護施設 横浜中里学園の開所について 資料6 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30～34年度）の策定について 資料7 平成29年度こども青少年局予算概要 資料8 フォーラム「みんなで話そう！横浜での子育て」報告書 資料9 横浜市子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業等に関 する中間見直し及び実施スケジュールについて 【参考資料】 ・平成29年度健康福祉局予算概要 ・平成29年度教育委員会事務局予算概要
特記事項	次回は、今期第3回として10月～11月ごろに開催させていただく予定です。日程については皆様のご都合を伺い、調整させていただきます。 本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。